

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(指定申請書の添付書類) 第二十二條の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二十二條の八及び第二十二條の九において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>四 役員の前婚前の氏名を当該役員の氏名に併せて無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の前婚前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>五〇九 (略)</p> <p>(紛争解決委員の利害関係等)</p> | <p>(指定申請書の添付書類) 第二十二條の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二十二條の八及び第二十二條の九において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>(新設)</p> <p>四〇八 (略)</p> <p>(紛争解決委員の利害関係等)</p> |

第二十二條の十一 (略)

2 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に应ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 (略)

二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 (略)

第二十二條の十一 (略)

2 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に应ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 (略)

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 (略)